

950/920MHz帯RFIDシステム  
周波数移行促進措置に関するQ&A集

ソフトバンクモバイル株式会社  
(一社) 日本自動認識システム協会  
(平成25年06月26日現在) 第03版

## 修正記録

改定日付& 版数

平成24年12月 5日Rev. 01

- ・ 12月14日JAISAホームページ掲載

平成25年01月16日Rev. 02

- ・ 修正記録（本シート）を追加
- ・ 表紙から「～ユーザー・ベンダー対応編～」を削除、および「ソフトバンクモバイル株式会社」を追加
- ・ 問1-5、1-6に追記
- ・ 問3-11, 12および問4-3に追記
- ・ 問4-11～4-15を追加

平成25年6月26日Rev. 03

- ・ 問4-16～17を追加
- ・ 平成25年7月1日にJAISAホームページに、第3版として掲載

## 目 次

### 【 1. 基本事項】

- 問1-1・・・何故、950MHz帯RFIDが使えなくなるのか。
- 問1-2・・・開設指針・開設計画とはなにか。
- 問1-3・・・920MHz帯への移行対象となるRFIDの種類はなにか。
- 問1-4・・・現在使っている機器が、移行対象なのか調べるにはどうすればよいのか。
- 問1-5・・・現在使っている950MHz帯のRFID機器は、いつまで使えるのか。
- 問1-6・・・950MHz帯RFIDの免許・登録は、いつまで申請できるのか。
- 問1-7・・・認定開設者（ソフトバンクモバイル社）が負担する移行費用について手続きを  
教えていただきたい。
- 問1-8・・・移行費用の対象となる項目はなにか。
- 問1-9・・・認定開設者（ソフトバンクモバイル社）からの通知は、誰宛で送付されるのか。
- 問1-10・・・現在使っている950MHz帯のRFID機器は、いつまで製造できるのか。

### 【 2. 制度関係】

- 問2-1・・・950MHz帯RFID機器の技術適合証明・工事設計認証の取得は、いつまで申請可能か。
- 問2-2・・・920MHz帯RFIDの技適・認証の取得はいつから申請ができるのか。
- 問2-3・・・免許局、登録局の変更手続は平成24年（2012年）1月1日以降も可能か。
- 問2-4・・・950MHz帯の製造は平成24年（2012年）12月31日までとなっているが、誰がどの  
ように製造年月日を確認するのか。
- 問2-5・・・950MHz帯の機器の販売は、平成25年（2013年）1月1日以降も可能か。
- 問2-6・・・950MHz帯の機器は、平成30年（2018年）3月31日まで使用しても問題ないか。
- 問2-7・・・欠番
- 問2-8・・・故障した950MHz帯RFIDを修理した場合、再度950MHz帯の技適等を取得することは  
可能か。
- 問2-9・・・包括登録の無線局の開設届は平成25年（2013年）1月1日以降も可能か。
- 問2-10・・・リーダーライターから電波を受けて動作するRFタグは規制の対象か。

### 【 3. 終了促進措置】

- 問3-1・・・認定開設者はいつ、どの会社が決まったのか。
- 問3-2・・・中小事業者は認定開設者（ソフトバンクモバイル社）と直接交渉するのは困難、  
第三者にお願いしたい。
- 問3-3・・・欠番
- 問3-4・・・認定開設者（ソフトバンクモバイル社）の混信対応について詳しく教えていた  
きたい。
- 問3-5・・・RFID機器の開発費やソフトウェア改修費は費用負担の対象か。

- 問3-6・・・免許申請にかかる費用やその準備にかかる費用は移行費用の対象となるか。
- 問3-7・・・認定開設者（ソフトバンクモバイル社）と合意がなされなかった場合はどうするのか。
- 問3-8・・・移行費用の支払い方法について教えてほしい。
- 問3-9・・・RFタグの貼替は職員が実施する。この費用を認めていただきたい。
- 問3-10・・・920MHz帯RFIDではないシステムへ移行する際も費用は、負担対象となるか。
- 問3-11・・・メーカーやSI業者が所有する試験用機材やデモ機材を移行する際も費用は、負担対象となるか。
- 問3-12・・・システムの保守用に予備機材を所有していますが、予備機材に関しても負担対象になるのか？

#### 【4. その他】

- 問4-1・・・現在使っている機器が故障し、修理が必要となった。修理した機器は、継続して利用可能か。
- 問4-2・・・950MHz帯と920MHz帯RFID機器は、混在して利用することができるか。
- 問4-3・・・現在使っているRFタグも、交換する必要があるか。
- 問4-4・・・920MHz帯RFID機器、RFタグは、いつから購入できるか。
- 問4-5・・・現在使用しているRFID機器のメーカーが920MHz帯の機器を提供していないようだ。誰に相談すればよいか。
- 問4-6・・・920MHz帯RFID機器に入れ替えても、現在使用中のRFタグをこれまでと同様に読み取ることができるか。
- 問4-7・・・現在利用しているRFタグは貼付対象物（製品等）に埋め込まれているため容易に交換できない。RFタグを埋め込んだ貼付対象物を再度調達するための費用は、負担対象となるか。
- 問4-8・・・これまでに出荷・販売した950MHz帯RFID機器について、そのメーカーが回収する必要があるか。
- 問4-9・・・RFID改修時における立会・生産ライン停止等ユーザーにかかる費用は負担対象となるか。
- 問4-10・・・認定開設者（ソフトバンクモバイル社）から入金された金は、税法上どのような取り扱いとなるか。
- 問4-11・・・移行の機会に、使用機材メーカーを変更したいが、変更可能か。
- 問4-12・・・納入業者を変えようと思っておりますがよいですか。その場合の費用は負担対象となるか。
- 問4-13・・・リースの取り扱いはどうなるか。
- 問4-14・・・950MHzRFタグを流通資材などに貼り付けしている場合、回収・張替えが非常に難しく、時間がかかる。2014年末までの移行完了を確約できない際はどうか。
- 問4-15・・・920MHzの開局・950MHzの廃局の順番に関して

問4-16・・・周波数の移行に伴い、現在使用しているRFタグの変更要否の判断方法はあるか。

問 4-17・・・周波数移行に伴い、旧周波数帯仕様のワンウェイタイプのRFタグ交換費用は、移行費用の対象となるか。

## 1. 基本事項

問1-1 何故、950MHz帯RFIDが使えなくなるのか。

(回答)

電波は有限希少な資源であり、国民のニーズに合わせて周波数を有効に利用することが必要です。今までにも、周波数の利用状況を見ながらその都度、再編が行われています。900MHz帯については、スマートフォン等の移動体通信システムのトラヒック急増や国際的な周波数協調の観点から950MHz帯を含んだ周波数帯を携帯電話用に新たに割り当て、一方でスマートメータやセンサーシステムといった新サービス創出やRFIDの国際競争力強化といった観点からRFIDが使用する周波数帯を920MHz帯に移行することとなったものです。

問1-2 開設指針・開設計画とはなにか。

(回答)

開設指針とは、今回の900MHz帯の周波数移行に関する方針を規定した平成23年総務省告示第513号のことです。携帯事業者4者(NTT Docomo, KDDI au, イー・アクセス社およびソフトバンクモバイル社)が、各社の開設計画を総務省へ提出し、審査を受けてソフトバンクモバイル社の開設計画が認定を受けています。

開設指針は法制度にかかる規定、開設計画は認定開設者(ソフトバンクモバイル社)が予定する移行計画のことです。詳細に関しては、下記の総務省のホームページを確認してください。  
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/portal/index.htm>

問1-3 920MHz帯への移行対象となるRFIDの種類はなにか。

(回答)

950MHz帯(950~958MHz)の周波数の電波を利用する構内無線局(免許局・登録局)、簡易無線局(登録局)および特定小電力無線局(免許不要局)の全てが移行の対象となります。

以下本書では、免許人・登録人および特定小電力無線局の所有者・占有者を免許人等と称します。

問1-4 現在使っている機器が、移行対象なのか調べるにはどうすればよいのか。

(回答)

利用中の周波数帯は無線局の免許状等で確認できます。また、機器に記されている技術基準適合証明番号(工事設計認証番号)を総務省が提供する「技術基準適合証明等を受けた機器の検索」のページから調べることで、当該機器で使用可能な周波数を確認できます。よくわからない場合は、お使いの機器のメーカーや販売元にお問合せください。

問1-5 現在使っている950MHz帯のRFID機器は、いつまで使えるのか。

(回答)

現在すでに利用している950MHz帯の無線局は、免許制度上平成30年(2018年)3月31日が使用期限です。また、免許の有効期限は5年間ですので、有効期限の3ヶ月前には各地方総合通信局に対して、忘れずに更新手続を行ってください。

但し、移行費用の負担を受けられるのは、認定開設者(ソフトバンクモバイル社)が認定計画に基づいて実施する終了促進措置に応じて、使用期限前に周波数を920MHzに移行する場合には限られ、平成30年(2018年)4月1日以降は移行費用の負担は受けられません。

なお、認定開設者との間で周波数の移行に合意した場合には、合意した期日までに周波数の変更等の手続を行う契約上の義務が生じるものと考えます。

問1-6 950MHz帯RFIDの免許・登録は、いつまで申請できるのか。

(回答)

950MHz帯RFID無線局の新規免許取得・新規登録は、平成24年(2012年)12月31日まで(地方総合通信局へ申請し受理したものを含む。)となります。平成24年(2012年)12月31日までに包括登録を申請したものに関しては、平成25年(2013年)1月1日以降も平成30年3月31日まで開局申請を行うことが可能です。また、開局申請が認められた機材に関しても、終了促進措置の対象になります。但し、開局申請については、認定開設者(ソフトバンクモバイル社)との間で協議・合意を行っている場合には、契約上の義務が発生する場合も考えられますので、当該認定開設者へお問合せください。

問1-7 認定開設者(ソフトバンクモバイル社)が負担する移行費用について手続を教えてください。

(回答)

950MHz帯RFIDを920MHz帯に移行する際の費用は、その費用の内訳や支払い方法について、認定開設者との間で事前に協議を実施し、その合意に基づいて認定開設者が負担することになっています。

認定開設者は、周波数移行のための受付窓口を設置しており、950MHz帯RFIDの利用者に対して、移行についての周知や通知を行っていますので、そうした窓口設置や周知・通知を受け、協議を行ってください。

なお、特定小電力無線局の所有者・占有者に関しては、認定開設者からの通知は行われませんので、所有者から申し出を行う必要があります。下記に認定開設者の連絡先を示します。

周波数移行問合せ窓口：0800-919-0900

連絡先メールアドレス：[SBMGRP-rfid-kobetu@g.softbank.co.jp](mailto:SBMGRP-rfid-kobetu@g.softbank.co.jp)

通知文書等の URL : <http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

問1-8 移行費用の対象となる項目如何。

(回答)

開設指針（平成23年総務省告示第513号）により定められている移行費用の対象となる項目は、

- ①  無線設備およびこれに附属する設備（電子タグ等）の取得に要する費用、
- ②  その取得した設備の変更の工事に要する費用、
- ③  プログラムの変更（ソフトウェア改修）に要する費用の3項目です。

費用対象とする詳細項目の範囲や支払い方法については、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）と免許人等の間で協議を行って取り決めてください。

問1-9 認定開設者（ソフトバンクモバイル社）からの通知は、誰宛で送付されるのか。

(回答)

通知は、構内無線局および簡易無線局の免許証に記載された免許人、登録人宛に送付されます。特定小電力無線局の所有者・占有者には通知されませんので、注意が必要です。

問1-10 現在使っている950MHz帯のRFID機器は、いつまで製造できるのか。

(回答)

技術基準適合証明・工事設計認証が平成24年（2012年）7月24日までに申請されて、証明を受けたものであれば、平成24年（2012年）12月31日まで製造が可能です。

## 2. 制度関係

問2-1 950MHz帯RFID機器の技術基準適合証明・工事設計認証の取得は、いつまで申請が可能か。

(回答)

構内無線局、簡易無線局、特定小電力無線局とも、平成24年(2012年)7月24日をもって申請ができなくなっています。

なお、それまでに取得済の技術基準適合証明等は、平成30年(2018年)3月31日まで有効ですが、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との間で周波数の移行に合意した場合には、合意した期日までに周波数の変更等の手続を行う契約上の義務が生じるものと考えます。

問2-2 920MHz帯RFIDの技術基準適合証明・工事設計認証の取得はいつから申請ができるのか。

(回答)

920MHz帯RFIDの簡易無線局、構内無線局および926.1-929.7MHzの周波数を使用する特定小電力無線局については、平成23年（2011年）12月14日から技術基準適合証明等を取得可能となっ



ています。特定小電力無線局については、平成24年（2012年）7月25日から技術基準適合証明・工事設計認証が取得可能となっています。

なお、平成24年（2012年）7月25日から簡易無線局、構内無線局利用者の免許・登録申請が可能になっています。

なお、具体的な技術基準適合証明等の取得については、登録証明機関へお問合せください。

問2-3 950MHzの既存免許局、登録局の変更手続は平成25年（2013年）1月1日以降も可能か。

（回答）

免許局の場合は、常置場所の変更、工事設計の変更が認められます。

登録局の場合、変更登録（常置場所（包括登録の場合は、設置しようとする区域または移動範囲）、周波数および空中線電力）となります。同一規格の機器に限ります。

但し、新たに希望する常置場所ですでに携帯電話の基地局が運用している場合には、先行者優先の観点から常置場所変更が認められない可能性があります。所管する総合通信局と相談してください。

（参考）

旧規則の条件に適合する952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局または簡易無線局については、この省令の施行の日から平成30年（2018年）3月31日までの間に限り、新規規則の規定にかかわらず、従前の例により無線設備の工事設計変更の許可または変更登録を受けることができます。この場合において、当該許可または登録を受けた無線局の無線設備の条件については、第一項の規定を準用します。（要引用先）

問2-4 950MHz帯の製造は平成24年（2012年）12月31日までとなっているが、誰がどのように製造年月日を確認するのか。

（回答）

免許局・登録局は総務省の地方機関で確認しますが、特定小電力無線局はベンダー、メーカーで対応していただくこととなります。平成25年（2013年）1月1日以降に製造された950MHz帯RFIDを使用した場合、950MHz帯の技術基準を適用できないため電波法違反となり、当然ながら移行費用の負担対象とはなりませんのでご注意ください。

問2-5 950MHz帯の機器は、平成25年（2013年）1月1日以降も販売可能か。

（回答）

技適・認証が平成24年（2012年）7月24日までに申請されて、証明を受けたものであって、平成24年（2012年）12月31日までに製造された特定小電力無線局、および登録局であれば平成25年（2013年）1月1日以降も平成30年3月31日まで販売可能です。特定小電力無線局の機器は平成30年（2018年）3月31日まで使用することは可能で、登録局については平成24年12月31日

までに包括登録されたものについては、新規に開局申請が可能です（問1-6、2-9参照）。

一方、免許局については、平成25年1月1日以降は新規免許取得ができませんので、平成25年1月1日以降の販売はできません。

販売にあたっては、販売先に対し当該品は平成30年（2018年）3月31日を周波数の使用期限とされ、かつ、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）による終了促進措置の対象となっていること、使用期限に反した利用は電波法違反で罰せられるおそれがあるため、使用期限より前に周波数の変更等の手続を行う契約上の義務が生じることを明確に利用者に告げ、後々のトラブルとならないように対応をお願いいたします。

問2-6 950MHz帯の機器は、平成30年（2018年）3月31日まで使用しても問題ないか。

（回答）

電波法上は可能ですが、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との間で周波数の移行に合意した場合には、合意した期日までに周波数の変更等の手続を行う契約上の義務が生じるものと考えます。

また、平成30年（2018年）4月1日以降、950MHz帯は携帯電話への周波数割り当てとなるため、950MHz帯のRFIDは技術基準に合致していない設備を、免許を受けずに使用していることとなり、不法無線局扱いとなるほか、当然ながら周波数移行費用の支払い対象とならないのでご留意願います。

なお、期限以降に機器を使用したときのみならず、機器が電波を発射できる状態であれば無線局の不法開設として罰せられることがありますので、なるべく早く920MHz帯に移行等していただくようお願いいたします。

問2-7 欠番

（回答）

問2-8 故障した950MHz帯RFIDを修理した場合、再度950MHz帯の技適等を取得することは可能か。

（回答）

技術基準適合証明を取得したRFID機器を修理した場合は、技術基準適合証明については再度取得する必要があります（変更等の制度はありません。）ので、あらかじめ平成24年（2012年）7月24日の期限までに技術基準適合証明を取得した機器（予備機）を用意しておき、換装する方法で対応願います。

なお、工事設計認証にかかるRFID機器の修理については、認証を得た工事設計の内容によりますので、登録証明機関へその取り扱いをご相談ください。

問2-9 包括登録の無線局の開設届は平成25年（2013年）1月1日以降も可能か。

（回答）

平成24年（2012年）12月31日までに包括登録を受けたもの（申請等を受け付けたものを含む。）であれば、新規に開設を行うことは電波法上可能です。

なお、登録局の開設について、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との間で協議・合意を行っている場合には、契約上の義務が発生する場合も考えられますので、当該認定開設者へお問合せください。

問2-10 リーダライタから電波を受けて動作するRFタグは規制の対象か。

（回答）

受信タグ自体の設置には免許等は不要であるため、平成25年（2013年）1月1日以降に増設することは、電波法上は可能です。しかし、無線局（リーダーライタ）の附属設備として終了促進措置の対象とされていることから、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との間で協議・合意を行っている場合は、契約上の義務が発生する場合も考えられますので、増設等に当たっては、当該認定開設者へお問合せいただけますようお願いいたします。

### 3. 開設指針

問3-1 認定開設者はいつ、どの会社に決まったのか。

（回答）

平成24年（2012年）3月1日付けで、ソフトバンクモバイル社の開設計画が認定され、同社が開設事業者として認定されています。従って、終了促進措置の日程的な起点は、平成24年（2012年）3月1日になります。

問3-2 中小事業者は認定開設者（ソフトバンクモバイル社）と直接交渉するのは困難、第三者にお願いしたい。

（回答）

開設指針では、認定開設者との協議は、免許人、登録人、特定小電力無線局にあっては所有者または占有者が行うこととなっており、免許人等ではない第三者は交渉当事者とはなりません。

但し、製造業者（納入業者等も含む）や関係団体が協議等の取次を行ったり、免許人等にアドバイスを行うことは可能ですが、認定開設者や免許人等から対価を受け取ることは開設指針で禁じられていますので、ご注意ください。

問3-3 欠番

（回答）

問3-4 認定開設者（ソフトバンクモバイル社）の混信対応について詳しく教えていただきたい。

（回答）

平成30年（2018年）3月31日までは、原則として終了促進措置が完了（950MHzのRFID免許局・登録局全てが廃局）した都道府県から携帯電話の基地局の開設を認めるとされています。

また、終了促進措置が完了しなくとも、終了促進措置の協議・合意の際に、周波数移行の工事完了前の携帯電話基地局運用開始について、免許人等が合意している場合も、携帯電話の基地局の開設を認めることとなりますので、具体的には認定開設者からの周知・通知を受けた際や、協議を行う際に、認定開設者にご相談ください。

なお、特定小電力無線局は干渉を容認することが無線局の前提となっているため、その地区の終了移行措置の完了・未完了に係わらず、携帯電話の基地局が開設されますので、早めの協議申入れおよび周波数の移行をお奨めします。

また、開設指針において950MHz帯の隣接帯域である945～950MHzの周波数については、平成24年（2012年）7月25日から認定開設者が使用していますが、この際も、950MHz帯のRFIDシステムに妨害を与えないよう、フィルタの挿入やサイトエンジニアリング等の対応を行うことが携帯電話事業者には求められています。

問3-5 RFID機器の開発費やソフトウェア改修費は、費用負担の対象か。

（回答）

RFID機器の小売価格に開発費を上乗せすることは通常行われる行為であり、そうしたRFID機器の取得費用に通常含まれる範囲については費用負担の対象となります。

また、920MHz帯に対応するためのソフトウェア改修費は移行費用として認められ、この改修には全面改修の場合も含まれていますが、新たな機能を追加する等の改修費用まで移行費用に含めるものではありません。

なお、具体的に個別の費用が認められるかどうかは、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との協議の中で対応することとなるかと思いますが、周波数移行措置による交換の機会に、新たな機能を追加したり、増設（台数の追加）をしたりして、その費用までも合わせて請求する等の理不尽な要求は認められません。制度の正しい利用法に留意した対応をお願いします。

問3-6 免許申請にかかる費用やその準備にかかる費用は移行費用の対象となるか。

（回答）

免許申請費用および申請代行手数料については、直接、機器の取得費用にかかるものでないため、開設指針上、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）の費用負担を義務とはしていません。しかしながら、機器の工事費用が免許申請代行手数料等と不可分な形で請求される場合等

も存在することから、個別具体的な認定開設者が負担する費用の範囲については、認定開設者との協議において対応願います。

問3-7 認定開設者（ソフトバンクモバイル社）と合意がなされなかった場合はどうするか。

（回答）

平成30年（2018年）3月30日までに合意が得られない場合は、平成30年（2018年）3月31日以降は、認定開設者は移行費用に関する支払い義務はなくなるのでその点をご留意願います。

認定開設者は、既存ユーザーとの協議に応じる義務および周波数移行の促進措置の実施状況を総務省に四半期ごとに報告する義務を負っており、総務省は、進捗状況をみて開設計画と照らして正当な理由なく協議が停滞している部分があれば、認定開設者への指導や、RFID無線局の免許人等への告知等を行うことを想定しているようです。

なお、この場合であっても、総務省では、個別の移行費用の協議に関して、開設指針の規定事項以上に関与することは現時点で想定されていないとのことです。

問3-8 移行費用の支払い方法について教えてほしい。

（回答）

移行費用の支払い方法については、終了促進措置の合意事項に含めることを開設指針に明記しているため、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との協議の上決定することとなります。

問3-9 RFタグの貼替は職員が実施する。この費用を認めていただきたい。

（回答）

RFID機器の工事費用については支払うことが認定開設者（ソフトバンクモバイル社）に対して義務付けられていますが、工事を免許人等が自ら実施し通常業務との発生費用の切り分けが明確でない場合等は、認定開設者が工事費用としての費用負担を認めないおそれがあると考えますので、認定開設者との事前協議で個別にご確認ください。

問3-10 920MHz帯RFIDではないシステムへ移行する際も費用は、負担の対象となるか。

（回答）

950MHz帯から920MHz帯に移行する際のRFID機器の取得費用等について、合意に基づいて費用負担することが認定開設者には義務付けられており、920MHz帯以外への周波数移行については対象外となります。920MHz帯へ移行する場合よりも早期である、または安価に移行できる等の特殊な事情により、認定開設者との協議で費用負担が認められれば排除するものではありませんが、その場合は終了促進措置の対象外となりますので、協議の中で認定開設者に個別に相談願います。

問3-11 メーカーやSI業者が所有する製造用・評価用機材、デモ機材等を移行する際も費用は、負担対象となるか。

(回答)

ユーザーだけでなく、メーカーやSI業者等が所有する実験試験局を除く、製造用・評価用機材やデモ機材で免許・登録されている機材も周波数移行の対象になります。構内無線局や簡易無線局の免許局・登録局の場合は認定開設者（ソフトバンクモバイル社）から通知が来ますので、移行に関する協議を実施してください。実験試験局または、試験用機材やデモ機材が特定小電力無線局の場合にも周波数移行の対象となりますが、認定開設者から通知はされませんので、所有者・占有者から認定開設者に連絡し協議を開始してください。

周波数移行問合せ窓口：0800-919-0900

連絡先メールアドレス：SBMGRP-rfid-kobetu@g.softbank.co.jp

通知文書等の URL : <http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

問3-12 システムの保守用に予備機材を所有していますが、予備機材に関しても負担対象になるのか？

(回答)

免許および登録がされている予備機材に関しても、移行促進措置による費用負担の対象になります。免許・登録がされていない予備機材に関しては、申請期限が平成24年12月末になっていますので、早急に免許・登録申請を行うことを推奨します。

特定小電力無線局の機材に関しても、現物等の確認を行うことにより、移行促進措置の費用負担の対象になりますので、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）に連絡し協議を開始してください。

#### 4. その他

問4-1 現在使っている機器が故障し、修理が必要となった。修理した機器は、継続して利用可能か。

(回答)

(問2-8を参照)

問4-2 950MHz帯と920MHz帯RFID機器は、混在して利用することができるか。

(回答)

電波法令上は、移行期間中であれば950MHz帯と920MHz帯を混在して利用することができます。しかし、実際には読取性能等が、周波数や運用環境、使用するRFタグによっても変化するため、事前の調査が必要です。

また、終了促進措置により移行費用を負担する場合、950MHz帯の無線局を廃局することが必要となりますので、混在利用に対しては、認定開設者と協議の際に相談いただきますようお願いいたします。

問4-3 現在使っているRFタグも、交換する必要があるか。

(回答)

使用周波数帯が広いRFタグを使用している場合でも、950MHz帯RFIDリーダでRFタグを読むときと、920MHz帯RFIDリーダで同じRFタグを読むときでは読取性能等が異なる可能性があります。RFタグの流用・換装については事前に納入業者等へ問合せの上事前の調査を行うことを推奨します。

特に金属対応のRFタグや、950MHz向けに調整しているRFタグ等の場合には、交換が必要になる可能性が高くなりますので、納入業者等へ事前にお問合せ願います。

ONE USE TYPEのRFタグで、運用の役目を終えて廃棄されてしまった分は消耗品であり、交換対象にはなりません。但し、ONE USE TYPEのRFタグでも、周波数移行を実施する時点でユーザーが所有（在庫）している分に関しては交換対象となりますので、認定開設者と協議の際に相談いただきますようお願いいたします。

問4-4 920MHz帯RFID機器、RFタグは、いつから購入できるか。

(回答)

920MHz対応機器の販売時期はRFID機器メーカー・RFタグメーカーによって異なりますので、各メーカーにお問合せください。

電波法上は、平成24年（2012年）7月25日から920MHz帯RFIDが利用可能になっています。

問4-5 現在使用しているRFID機器・RFタグのメーカーや納入業者が920MHz帯の機器等を提供していないようだ。誰に相談すればよいか。

(回答)

現在ご利用中のRFID機器・RFタグメーカーや納入業者が他メーカーの代替品を紹介してくれる可能性がありますので、まずはご利用中メーカーやシステム納入業者等へご相談いただき、それでも困難な場合は、920MHz帯の機器を提供している他のメーカーへお問合せください。

問4-6 920MHz帯RFID機器に入れ替えても、現在使用中のRFタグをこれまでと同様に読み取ることができるか。

(回答)

周波数の違いやお使いのRFタグの種類によっては、読取性能等が異なる可能性があります。920MHz帯RFIDへの移行の際は、事前に十分な動作確認をすることをお勧めします。

問4-7 現在利用しているRFタグは貼付対象物（製品等）に埋め込まれているため容易に交換できない。RFタグを埋め込んだ貼付対象物を再度調達するための費用は、負担対象となるか。

（回答）

920MHz帯RFIDの無線設備として機能させるために必要な費用は負担の対象となります。

但し、具体的な費用負担の範囲は認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との事前協議において対応願います。

問4-8 これまでに出荷・販売した950MHz帯RFID機器について、そのメーカーが回収する必要があるか。

（回答）

メーカーが回収を行う義務はありませんが、周波数の使用期限が設定されていること、および、終了促進措置として周波数移行の対象となっていることの周知についてご協力いただけますようお願いいたします。

なお、920MHz帯RFIDへの移行に際して950MHz帯RFIDを撤去しなければならない場合は、工事作業を依頼された者が撤去し機器を処分することとなり、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との合意の上で、当該撤去費用を周波数移行にかかる工事費用に含むことができます。

また、廃棄証明書や写真等のエビデンスの提出を求められる場合もあると想定されますので、廃棄にあたっては廃棄事実の証拠を残すことを推奨します。

問4-9 RFID改修時における立会・生産ライン停止等ユーザーにかかる費用は負担対象となるのか。

（回答）

改修工事において生産ラインを停止する場合の費用および会社の人員を改修工事に立ち会わせること等については、開設指針上では終了促進措置としての移行費用の対象とはなりません。なお、工事費用に該当する可能性がある等の個別具体的な点については、認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との協議においてご相談ください。

問4-10 認定開設者（ソフトバンクモバイル社）から入金された金は、税法上どのような取り扱いとなるか。

（回答）

税法等にしがった一般的な処理を行うのが原則となります。

具体的には、取得したRFID機器等の価額によって、原則として、下記の処理を行うものと考えられます。

- ①□ 10万円未満等（中小企業等については30万円未満の特例あり）の少額減価償却資産である場合は、取得したRFID機器等の相当額（機器等の代金および工事費用相当額）の



受贈益が計上されるが、全額が経費として処理されるため、課税上の影響はありません。

- ② 少額減価償却資産でない固定資産である場合は、取得した RFID 機器等の相当額（機器等の代金および工事費用相当額）の受贈益が計上され、当該固定資産は、法定耐用年数で減価償却され費用化されます。

詳細は、社内経理部門、税理士等に確認を行うことが別途必要になる可能性があります。

問4-11 移行の機会に、使用機材のメーカーを変更したいが、変更可能か。

(回答)

同一メーカーの 920MHz 帯の代替え品を、使用することが原則になります。同一メーカー品が存在するのにも関わらず、ユーザーの希望により他社メーカー品を使用する場合には、同一メーカー品を採用する場合以外に発生する SW 費用、システムエンジニアリング費用、工事費用等はソフトバンクモバイル社で負担できない場合があります。また、他社製品への交換による不具合（交換時点は勿論、将来的なものも含む）や保守体制等において問題が発生した場合にも、全てユーザー責任で対応していただくこととなります。

問4-12・・・納入業者を変えようと思っておりますがよいですか。その場合の費用は負担対象となるか。

(回答)

免許人様の希望で、他納入業者にて移行することとなった場合の費用も負担対象になりますが、詳細に関しては認定開設者（ソフトバンクモバイル社）との事前協議にてご相談願います。

問4-13・・・リースの取り扱いはどうなるか。

(回答)

無償で RFID タグシステムを提供させていただきます。未稼働となった現行 RFID タグシステムのリース期間の間は、リース契約に従ってそのリース料金をユーザーよりリース会社に継続してお支払い頂くこととなりますので、ユーザーへ残債の一括請求は行われません。なお、リースを途中解約された場合に発生した中途解約金などは、移行費用とはなりません。

問4-14・・・950MHz RF タグを流通資材などに貼り付けしている場合、回収・張替えが非常に難しく、時間がかかる。2014 年末までの移行完了を確約できない際はどうか。

(回答)

リーダーライターについては、2014 年 3 月末を目標とした移行完了をお願いしております。しかしながら、RF タグの張替作業につきましては、2014 年 3 月末以降に入った場合も問題はございません。

問4-15・・・920MHzの開局・950MHzの廃局の順番に関して

(回答)

(1) 構内無線局（登録局）の場合

- ・920MHzの包括登録の申請
- ・920MHzの開局届け
- ・950MHzの廃局届け
- ・950MHzの包括登録の廃止および廃棄(920MHzシステムの稼働確認が終了後)  
万一、920MHzシステムに不具合がある場合に、包括登録が有効であれば950MHz機材の再開局が可能です。 包括登録の廃局まで950MHz機材を残しておくことを推奨します。

(2) 構内無線局（免許局）の場合

- ・920MHzの免許申請、開局
- ・950MHzの廃局届けおよび廃棄(920MHzシステムの稼働確認が終了後)

(3) 簡易無線局の場合

- ・920MHz（特定小電力無線局）の運用開始  
特定小電力無線局は、免許・申請・届け等は不要です。
- ・950MHzの廃局届けおよび廃棄(920MHzシステムの稼働確認が終了後)

(4) 特定小電力無線局の場合

- ・920MHz（特定小電力無線局）の運用開始  
特定小電力無線局は、免許・申請・届け等は不要です。
- ・950MHz機材の廃棄(920MHzシステムの稼働確認が終了後)

問4-16・・・周波数の移行に伴い、現在使用しているRFタグの変更要否の判断方法はあるか。

(回答)

ワイドバンド(グローバル)仕様のRFタグをご利用の場合、RFタグを変更する必要はありませんが、利用している旧周波数帯仕様のRFタグを新周波数帯のリーダーライターにより、あらかじめ検証試験を実施する必要があります。

又、旧周波数帯仕様のRFタグをご利用であって新周波数帯RFタグへ変更する場合でも、リーダーライターも新周波数帯対応品に変更されていますから、あらかじめ検証試験を行う必要があります。従来ご利用のRFタグシステムと同等性能があることを確認するための検証試験が必要です。尚、検証試験により従来ご利用のRFタグをそのままご利用いただける場合には、RFタグ交換の必要はなくなります。

問 4-17・・・周波数移行に伴い、旧周波数帯仕様のワンウェイタイプの RF タグ交換費用は、移行費用の対象となるか。

(回答)

すでにご利用済みのワンユースタイプの RF タグは、移行費用の対象とはなりません、ユーザーに保管されている未使用のワンユースタイプの RF タグは、移行費用の対象となります。

又、販売用などで在庫されている RF タグは移行費用の対象となりません。詳しくは、ソフトバンクモバイル株式会社との移行協議においてご確認ください。

尚、ワイドバンド(グローバル)仕様の RF タグは、交換不要ですが、新周波数帯リーダライタとの組み合わせとなりますので、全ての RF タグにおいて事前検証が必要となります。

以上